

## いじめ防止対策審議会報告書に基づく対応方針

令和 3 年 8 月

荒尾市教育委員会

## いじめ防止対策審議会報告書に基づく対応方針

令和3年8月26日

荒尾市教育委員会

### 1 はじめに

平成27年3月、本市は「いじめ防止基本指針」を作成、公表している（平成29年3月改訂）。その冒頭にこのように述べている。

「いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

本市においては、これまでも荒尾市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）が中心となり、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。」

しかし、今回、重大事態が発生し、いじめ防止対策審議会の答申をうけるに至った。このことを深く受け止め、対策を講じ、本市の子供たちの安心・安全の学校生活のために、「いじめをしない・なくす」環境づくりに取り組まねばならない。

### 2 対応方針

令和3年7月13日に提出された荒尾市いじめ防止対策審議会答申の中に、「6 今後に向けた措置の提言」として、5つの項目（以下）が示された。

- ① 言語環境の改善
- ② 生徒指導のあり方に対する見直し
- ③ SNSへの対応
- ④ 外部専門機関との連携
- ⑤ 保護者等家庭とのさらなる連携

このことについて、荒尾市教育委員会として次のような提言に基づく具体策をまとめた。

今回の提言は、教育に携わる者にとって、極めて重要なことと捉えている。その対策方針の達成のためには、児童生徒と教師との間の高い信頼関係の構築、PTA活動との強力な連携は欠かすことができない。また、今こそ荒尾市の人権教育の成果が試されるときであり、人権感覚、感性が問われている。上記5つの提言に対する具体策を以下に示す。

### ①言語環境の改善～本市内の児童生徒から溢れ出すほめ言葉のシャワー

7月のいじめ防止対策審議会答申の報告書（以下、報告書）においては、「複数の生徒の口から粗暴な言葉が飛び交う状況にあったことは複数の生徒の証言から明らかとなっている。（報告書）」と指摘されている。

本市の報告で目指すのは、本市内の児童生徒から「溢れ出すほめ言葉のシャワーの姿」である。以下、具体策を示す。

- ・本市内の小中学校の児童・生徒会の取り組みの活性化。  
（児童生徒同士の良いところ探しや人権の木等の掲示等、言語環境の改善につながる掲示物やポスターの作成等）
- ・年間通した人権委員会等の活動の活性化・重点化
- ・特別活動（学級活動）を中心とした日々の学級経営
- ・教職員研修の実施。その例として、講師を招へいするなど教育講演会の実施を検討する。

これらにより、児童生徒は身近な大人である教師を見ており、授業改善、率先垂範等、教師の指導が変化し、言葉使いの変化、日々のふれあいの変化等、具体的な改善に資する。また、このことが、PTA活動を通して、家庭生活の改善にも広がることを目指す。

### ②生徒指導のあり方に対する見直し～児童生徒の主体的な生活の見直し

それぞれの学校が年度初めに作成する学校教育目標を再点検し、目指すべき児童・生徒像とは何かもう一度問い直す必要がある。

併せて、児童生徒会等が今の校則やきまり等も見直し、児童生徒が主体的にあるべき姿を教職員とともに共有するチャンスと捉えたい。

### ③SNSへの対応～逆転の発想

本市内の児童生徒のスマホ等の所有率は高い。スマホ等の操作に慣れている環境を「逆転の発想」で考え、機会を捉えて、スマホ等の使用に関しての相談窓口等を具体的に伝え、実際にそのサイトを訪問するなど適切な使い方について学習の機会を各学校の実態に合わせて用意する。また、その際、大人が示す安全で便利な使い方等の視点も重要になる。以下の④の外部専門機関との連携についても念頭におくこととする。

### ④外部専門機関との連携～正しく使う生活ツールICT

多様化する社会において学校だけでなく、警察機関を含めたSNS指導などは極めて重要である。先に述べたように、一人一台端末と高いスマホの所持率を

生かした正しい、便利な使い方について、児童生徒会等の働きかけと児童生徒をとりまく環境（家庭、学校等）の意識の変容を進めたい。（例 誹謗中傷等の書き込みは必ず特定できることなど）

⑤保護者等家庭とのさらなる連携～子供たちの活躍を地域へ情報発信

外部機関（SC、SSW、警察の生活安全課など）を活用して、相談体制を充実させるとともに、子供たちの活躍を地域へ情報発信する（ホームページ、報道機関等の活用等）こと、LTE タブレット端末を活用した家庭と学校を結ぶ双方向型学級通信（ペーパーレスな双方向型学級通信）等も検討していく必要がある。

3 おわりに

以上、今回のいじめ防止対策審議会答申による、5項目による改善の指摘を受け、対策方針をまとめるものである。

さらに、本市のいじめ根絶に向けた取り組みはこれで終わりということではない。子供たちの安心・安全を守るために、これからも学校教育におけるいじめ根絶の歩みを続けねばならない。